



第4章 具体的な施策



1 施策体系

(1) 施策体系一覧

プランの 方向性	大柱	中柱	掲載 ページ
子どもの健やかな成長を地域で育むまち横須賀	1 子育て支援の推進	(1) 教育・保育環境の向上	58
		(2) 幼児期の教育・保育の充実	60
		(3) 家庭等における子育て支援の充実	62
	2 子育てしやすい地域・社会づくり	(1) 地域で子育てを支援する環境づくり	65
		(2) 子育てしやすいまちづくりの推進	67
	3 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	(1) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援	69
		(2) 子どもと家庭の健康づくり	71
	4 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進	74
		(2) 放課後児童の居場所の充実	79
		(3) 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進	80
		(4) 青少年を取り巻く環境の健全化	82
	5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境づくり	84
		(2) 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発	85
	6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実	(1) 児童虐待防止対策の充実	86
		(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	89
		(3) 障害児施策の推進	90
		(4) 社会的養護体制の充実	92
	7 子どもの貧困対策	(1) 経済・生活の支援	94
		(2) 教育の支援	96

(2) 施策体系図

子どもの健やかな成長を

大柱1 子育て支援の推進

中柱1 教育・保育環境の向上

- ア 教育・保育施設等の働く環境の充実
- イ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保
- ウ 幼児教育の推進
- エ 就学前教育・保育と小学校教育の連携
- オ 届出保育施設の育成

中柱2 幼児期の教育・保育の充実

- ア 保育定員の拡充
- イ 認定こども園への移行推進
- ウ 横須賀市公立保育園再編実施計画の推進
- エ 地域型保育事業の充実
- オ 幼稚園での預かり保育の拡充
- カ 企業主導型保育所の設置支援
- キ 延長保育、休日保育の推進

中柱3 家庭等における子育て支援の充実

- ア 妊産婦のケア体制の充実【再掲】
- イ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【再掲】
- ウ 地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実
- エ ファミリー・サポート・センターの推進
- オ 一時預かり事業の拡充
- カ 病児・病後児保育の充実
- キ ショートステイ事業の推進
- ク 育児支援家庭訪問事業の推進
- ケ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実
- コ 家庭教育の推進
- サ 幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発

大柱2 子育てしやすい地域・社会づくり

中柱1 地域で子育てを支援する環境づくり

- ア 保健、医療、福祉のネットワークづくり
- イ 関係部局での相談体制の充実と情報提供
- ウ 地域での相談体制の充実と情報提供
- エ 子育てグループ等の活動支援
- オ 主任児童委員の活動支援
- カ 子育て中の父親のネットワークづくり

中柱2 子育てしやすいまちづくりの推進

- ア 小児医療費助成事業の推進
- イ 子育てに適する市営住宅の提供
- ウ 市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和
- エ 教育・保育等に関する経済的負担の軽減
- オ 防犯意識の啓発と防犯活動の推進
- カ 子どもの防火防災教育の推進
- キ 「すかりぶ」の取り組み

地域で育むまち横須賀

大柱3 妊娠前から子育て期にわたる 包括的な支援

中柱1 妊娠前から子育て期までの切れ目の ない支援

- ア 不妊・不育専門相談センター事業の推進
- イ 特定不妊治療費助成事業等の推進
- ウ 女性健康支援相談体制の推進
- エ 妊産婦のケア体制の充実
- オ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進
- カ 保健、医療、福祉のネットワークづくり【再掲】
- キ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【再掲】
- ク 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供

中柱2 子どもと家庭の健康づくり

- ア 妊産婦健康診査の推進
- イ 乳幼児健康診査の推進
- ウ かかりつけ医・薬局の確保
- エ 予防接種の推進
- オ 乳児事故予防教室の実施
- カ 救急医療の充実
- キ むし歯及び歯周疾患予防の推進
- ク 妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発
- ケ 幼児期における食育の推進
- コ ピロリ菌対策事業

大柱4 子どもと青少年が心身ともに健やかに 成長するための環境づくり

中柱1 子どもの生きる力の育成に向けた 学校教育の推進

- ア 地域資源や外部人材等を活用した指導の推進
- イ 体験学習、交流活動の機会の充実
- ウ 芸術鑑賞教育の実施
- エ ホームタウンチーム活動推進事業
- オ 子どもの生活リズムの確立
- カ 思春期の健康づくりの推進
- キ 多様な性の理解推進
- ク 健康教育の推進
- ケ 体力づくりの推進
- コ 学校における食育の推進
- サ 学習支援員の配置
- シ 就学前教育・保育と小学校教育の連携【再掲】
- ス 社会的居場所づくり支援事業の充実
- セ 関係部局での相談体制の充実と情報提供【再掲】
- ソ 地域での相談体制の充実と情報提供【再掲】

中柱2 放課後児童の居場所の充実

- ア 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実
- イ 放課後子ども教室の充実
- ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進
- エ 放課後児童クラブの公設化の検討
- オ 既存施設の活用の推進

中柱3 子どもと青少年の多様な体験、社 会参加、キャリアアップの促進

- ア 青少年関係団体の活動支援の推進
- イ 若い世代のリーダー養成の充実
- ウ 若者の就労促進
- エ 学校外での多様な体験の推進
- オ 明日の文化の担い手の育成

中柱4 青少年を取り巻く環境の健全化

- ア 社会環境健全化活動の推進
- イ 青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発

子どもの健やかな成長を

大柱5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

中柱1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境づくり

- ア 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供
- イ 多様な保育サービスの充実
- ウ 企業主導型保育所の設置支援【再掲】

中柱2 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発

- ア 固定的な性別役割意識を超えてともに協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供
- イ 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供【3-（1）-クの再掲】

大柱6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実

中柱1 児童虐待防止対策の充実

- ア 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応
- イ 特定妊婦等への支援
- ウ 妊産婦のケア体制の充実【再掲】
- エ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【再掲】
- オ 育児支援家庭訪問事業の推進【再掲】
- カ 子どもの人権に関する意識啓発、学習機会の充実

中柱2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ア ひとり親家庭等の就業支援
- イ ひとり親家庭等の子育て・生活支援
- ウ ひとり親家庭等の養育費確保支援
- エ ひとり親家庭等の経済的支援

中柱3 障害児施策の推進

- ア 経過健診（フォローアップ教室）の充実
- イ 療育相談センターの充実
- ウ 障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備
- エ 障害の多様化に伴う教育的ニーズに対応した支援
- オ 障害児入所施設の確保

中柱4 社会的養護体制の充実

- ア 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応【再掲】
- イ 家庭養護の充実
- ウ 児童養護施設等の充実
- エ 家庭での養育支援の推進
- オ 子ども自立支援の推進
- カ 社会的養護にかかわる職員の資質の向上
- キ 子ども権利擁護の推進

地域で育むまち横須賀

大柱7 子どもの貧困対策

中柱1 経済・生活の支援

- ア 子育て家庭への経済的支援
- イ ひとり親家庭等の就業支援【再掲】
- ウ ひとり親家庭等の子育て・生活支援【再掲】
- エ ひとり親家庭等の養育費確保支援【再掲】
- オ ひとり親家庭等の経済的支援【再掲】
- カ 子どものライフステージに応じた支援

中柱2 教育の支援

- ア 社会的居場所づくり支援事業の充実【再掲】
- イ 社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実

2 施策

大柱1 子育て支援の推進

全ての家庭が、安心して子育てができるよう、子育てサービスや子育てに対する相談体制等を充実するとともに、子育て支援を支える職員等が安心して子どもと向き合えるような環境を整えます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-1 子育てを楽しんでいるか

		現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
楽しいと感じることの方が多い	就学前児童調査	69.4%	70.1%
	小学生調査	65.1%	61.6%



◆子育てを楽しんでいるようなまちを目指します。

◎現状の分析から

図表 4-2-2 待機児童数

	現状 (令和元年度)	5年前 (平成26年度)
待機児童数	70人	24人



◆待機児童の解消を実現し、安心して子育てができるまちを目指します。

中柱1 教育・保育環境の向上

- 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であります。このような特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育ができるよう支援します。
- 保護者の就労状況等に関わらず、質の高い教育・保育が受けられるよう、認定こども園の普及を推進します。
- 教育・保育を支える職員への研修や、配置基準や処遇改善の維持・向上を図ることにより、安心した教育・保育環境を整えるとともに、質の高い人材を育成します。

1-(1)-ア 教育・保育施設等の働く環境の充実			
<p>教育・保育施設等で働く職員が安心して子どもと向き合えるとともに、自身の子育ても両立できるような環境を整える取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の職員配置基準を上回る配置基準の維持 ・保育士等に対する処遇改善の実施 ・教育・保育施設等職員の保育所等への優先入所 等 			
担当課	幼保児童施設課、保育課、教育指導課	対象年齢等	支援者

1-(1)-イ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保			
<p>教育・保育施設等で働く職員の資質向上を図るため、様々な研修や講習会等を実施します。また、保育の担い手となる保育人材を確保するための取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職セミナー、相談会の実施（市、横須賀市私立幼稚園協会、横須賀市保育会等の共同開催） ・幼稚園教諭、保育士等を対象としたキャリアアップ研修の実施 ・子育て支援員研修の実施 ・保育士・保育所支援センターの運営 等 			
担当課	保育課、教育指導課	対象年齢等	支援者

1-(1)-ウ 幼児教育の推進			
<p>幼児教育の質の向上に向けて、各種助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材費購入費補助 等 			
担当課	幼保児童施設課	対象年齢等	3歳～就学前、支援者

1-(1)-エ 就学前教育・保育と小学校教育の連携			
<p>就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等 			
担当課	保育課、教育指導課	対象年齢等	0歳～小学生、支援者

1-(1)-オ 届出保育施設の育成			
<p>保護者が安心して子どもを預けられるよう、指導、監督の実施や巡回指導員を配置し、届出保育施設の保育の質の確保・向上に努めます。</p>			
担当課	幼保児童施設課	対象年齢等	0歳～就学前、支援者

第4章 具体的な施策

中柱2 幼児期の教育・保育の充実

●子育て家庭における様々な教育・保育ニーズを汲み取り、必要なサービスを充実します。

1-(2)-ア 保育定員の拡充	
<p>就業率の増加など今後も増加する保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行や保育所定員の拡充等を進めます。</p> <p>特に待機児童の多い低年齢児の受け入れを拡充するため、小規模保育事業等を積極的に設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども 利用定員 5,882人 ・2号認定子ども 利用定員 2,971人 ・3号認定子ども 利用定員 2,360人 	
担当課	幼保児童施設課、保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(2)-イ 認定こども園への移行推進	
<p>保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行等を推進し、待機児童の解消を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 31か所 	
担当課	幼保児童施設課、保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(2)-ウ 横須賀市公立保育園再編実施計画の推進	
<p>横須賀市公立保育園再編実施計画を推進し、公立保育園の再配置及び民営化等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)中央こども園の整備(上町保育園・鶴が丘保育園の統合) 令和4年4月開園予定 ・逸見保育園の民営化 令和3年4月移行予定 	
担当課	保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(2)-エ 地域型保育事業の充実	
<p>地域の保育ニーズに対応するため、0歳～2歳児を対象とした地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)を充実します。</p> <p>特に待機児童の多い低年齢児の受け入れを拡充するため、小規模保育事業等を積極的に設置します。</p>	
担当課	幼保児童施設課、保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(2)-オ 幼稚園での預かり保育の拡充				
<p>多様化する教育・保育ニーズに対応するため、教育時間の前後や休日・長期休業期間中等の受け入れを拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園での預かり保育の実施 ・幼稚園型一時預かり事業の実施 				
担当課	<table border="1"> <tr> <td>幼保児童施設課</td> <td>対象年齢等</td> <td>3歳～就学前</td> </tr> </table>	幼保児童施設課	対象年齢等	3歳～就学前
幼保児童施設課	対象年齢等	3歳～就学前		

1-(2)-カ 企業主導型保育所の設置支援				
<p>多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。</p>				
担当課	<table border="1"> <tr> <td>幼保児童施設課、経済企画課</td> <td>対象年齢等</td> <td>0歳～就学前、事業主</td> </tr> </table>	幼保児童施設課、経済企画課	対象年齢等	0歳～就学前、事業主
幼保児童施設課、経済企画課	対象年齢等	0歳～就学前、事業主		

1-(2)-キ 延長保育、休日保育の推進				
<p>働き方の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全施設での延長保育の実施 ・休日保育実施施設 1か所 				
担当課	<table border="1"> <tr> <td>幼保児童施設課、保育課</td> <td>対象年齢等</td> <td>0歳～就学前</td> </tr> </table>	幼保児童施設課、保育課	対象年齢等	0歳～就学前
幼保児童施設課、保育課	対象年齢等	0歳～就学前		

第4章 具体的な施策

中柱3 家庭等における子育て支援の充実

- 子育てに伴う不安や悩みを和らげるため、様々な機会や場を通じた相談体制の充実を図ります。
- 多様な子育て家庭の支援ニーズを汲み取り、一時預かり事業、親子の居場所、病児・病後児保育等様々な子育て支援事業を提供します。
- 様々な教室や相談等を通じて、家庭での教育力の向上を支援します。

1-(3)-ア 妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】	
<p>母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。また、産婦健康診査やこにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業（母子保健型） ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等 	
担当課	こども健康課
対象年齢等	妊産婦

1-(3)-イ こにちは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】	
<p>妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世帯への家庭訪問の実施 等 	
担当課	こども健康課
対象年齢等	誕生前～生後4か月、保護者

1-(3)-ウ 地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実	
<p>地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所等で、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター型事業 7か所 ・わいわい広場 10か所 ・利用者支援事業（基本型） 1か所 	
担当課	保育課
対象年齢等	0歳～就学前、保護者

1-(3)-エ ファミリー・サポート・センターの推進	
<p>ファミリー・サポート・センターの提供会員を市内全域で確保するよう努めるとともに、提供会員の資質の維持、向上のための研修会や提供会員、依頼会員同士の交流会を行い、制度の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援会員の募集・研修 等 	
担当課	保育課 対象年齢等 3か月～小学生

1-(3)-オ 一時預かり事業の拡充	
<p>不定期な仕事や通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等様々な理由で保育できないときに一時的に子どもを預かる一時預かり事業を拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業実施施設 14か所 	
担当課	幼保児童施設課、保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(3)-カ 病児・病後児保育の充実	
<p>子どもが病気や病気回復期の場合に対応するため、保護者が安心して子どもを預けられる病児・病後児保育を拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)中央こども園での病児・病後児保育の実施 ・民間ベビーシッター事業者等の保育サービス利用による訪問型病児・病後児保育利用助成制度の利用促進 等 	
担当課	幼保児童施設課 対象年齢等 0歳～小学生

1-(3)-キ ショートステイ事業の推進	
<p>保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設でその家庭の子どもを一時的に預かる事業を実施します。</p>	
担当課	こども家庭支援課 対象年齢等 0歳～18歳未満

1-(3)-ク 育児支援家庭訪問事業の推進	
<p>様々な原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。</p>	
担当課	こども家庭支援課 対象年齢等 誕生前～18歳未満、保護者

1-(3)-ケ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実	
<p>子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てグループ支援 ・出張親子サロン「わいわい広場」 等 	
担当課	こども健康課、保育課、 保健所健康づくり課 対象年齢等 誕生前～就学前、保護者、 支援者

第4章 具体的な施策

1-(3)-コ		家庭教育の推進	
BCG予防接種時に、ブックスタートパック（絵本2冊と赤ちゃん用ブックリスト等）や乳幼児向け行事の情報等を提供します。3歳児健康診査時に幼児向けブックリスト等の情報を提供します。PTA協議会に家庭教育講演会を委託します。市民大学やコミュニティセンターで家庭教育に関する講座を実施します。これらにより、家庭の教育力の向上を図ります。			
担当課	こども健康課、生涯学習課、中央図書館、地域コミュニティ支援課、各行政センター	対象年齢等	0歳～中学生、保護者

1-(3)-サ		幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発	
家庭での子どもとの関わりについて保護者の意識を啓発するため、幼稚園、保育所等の専門知識をより生かすことができる教室等を開催します。			
担当課	保育課、教育指導課、保健所健康づくり課	対象年齢等	0歳～就学前、保護者

大柱2 子育てしやすい地域・社会づくり

子どもと子育て家庭が、地域の中で安心して過ごすことができるような取り組みを進めます。また、教育・保育や医療等の負担を軽減するなど、子育てしやすいまちづくりを目指します。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-3 地域における子育て環境や支援への満足度（就学前調査）

	現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
満足度5（高い）	3.7%	1.8%
満足度4	19.4%	13.6%
満足度3	43.5%	42.7%
満足度2	21.8%	26.1%
満足度1（低い）	8.8%	11.8%
無効・無回答	2.8%	3.9%



◆地域における子育て環境が充実するようなまちを目指します。

図表 4-2-4 気軽に相談できる人や場所があるか

		現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
気軽に相談できる人や場所がある	就学前児童調査	90.2%	89.8%
	小学生調査	89.9%	86.1%



◆地域で安心した子育てができるまちを目指します。

中柱1 地域で子育てを支援する環境づくり

- 子育て支援に関する地域コミュニティのネットワークづくりを支援し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えることを目指します。
- 子育てに悩みや不安を抱える家庭に対して適切な支援ができるよう、保健、医療、福祉の連携を強化します。
- はぐくみかん、健康福祉センター、親子サロン、幼稚園、保育所、学校、主任児童委員等地域での相談体制を整えます。

第4章 具体的な施策

2-(1)-ア 保健、医療、福祉のネットワークづくり		対象年齢等	誕生前～18歳未満、妊婦、保護者
<p>保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等 			
担当課	こども健康課、こども家庭支援課	対象年齢等	誕生前～18歳未満、妊婦、保護者

2-(1)-イ 関係部局での相談体制の充実と情報提供		対象年齢等	誕生前～20歳未満、保護者、支援者
<p>はぐくみかんでの子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。</p> <p>教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ガイドブックの作成・配布 ・各種相談の実施 ・来所相談、電話相談、メール相談の実施 ・外国語による相談支援 等 			
担当課	こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、こども育成総務課、支援教育課	対象年齢等	誕生前～20歳未満、保護者、支援者

2-(1)-ウ 地域での相談体制の充実と情報提供		対象年齢等	0歳～18歳、保護者
<p>地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。</p>			
担当課	こども健康課、保育課、支援教育課、こども育成総務課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

2-(1)-エ 子育てグループ等の活動支援		対象年齢等	0歳～就学前、保護者、支援者
<p>子育てグループの組織化や活動を支援します。子育て中の親が気軽に安心して集える場として、既存の公共施設の活用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園・保育所の園庭開放 ・子育てグループへの支援、市民協働事業の実施 ・補助金交付等の活動支援 等 			
担当課	保育課、こども健康課、こども育成総務課、教育指導課、保健所健康づくり課、市民生活課	対象年齢等	0歳～就学前、保護者、支援者

2-(1)-オ 主任児童委員の活動支援		対象年齢等	支援者
主任児童委員が子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談の対応やサポートができるよう、活動の場の提供や職員の派遣等、地域の実情に応じた支援を行います。			
<ul style="list-style-type: none"> 主任児童委員連絡会議の定期的実施 主任児童委員への研修の実施 等 			
担当課	保育課、こども健康課、児童相談課、福祉総務課	対象年齢等	支援者

2-(1)-カ 子育て中の父親のネットワークづくり		対象年齢等	支援者
父親が子育てに参加する意識を高めるため、情報交換会や父親向けの子育て冊子による情報提供などを行うとともに、初めて子育てに臨む父親に、子育て経験のある父親の経験談やアドバイスを聞く機会を提供し、父子で参加できる体験教室等を開催します。			
<ul style="list-style-type: none"> 父親応援講座の開催 			
担当課	保育課	対象年齢等	0歳～就学前、保護者

中柱2 子育てしやすいまちづくりの推進

- 子育て家庭が抱える健康、防犯、災害、住居、経済的な負担や不安等を軽減し、横須賀市で子育てをして良かったと実感できるようなまちづくりを進めます。

2-(2)-ア 小児医療費助成事業の推進		対象年齢等	支援者
必要なときに適切な医療を受けられることにより、安心して子どもを育てられるよう、医療費の助成を行います。			
<ul style="list-style-type: none"> 中学校3年生まで助成（所得制限なし） 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～中学生

2-(2)-イ 子育てに適する市営住宅の提供		対象年齢等	支援者
子育て世帯を支援するため、小学校就学前までの子どもを扶養する若年夫婦世帯を対象として、入居期限付き（入居期限は10年間、または小学校未就学児である子どもが中学を卒業するまでの間のいずれか短い方）の優先枠を設定します。また、入居期間満了時に、子どもが中学校を卒業していないなどの一定の要件を満たすことで、最長5年間の延長が可能です。			
担当課	市営住宅課	対象年齢等	就学前の子どもがいる世帯

2-(2)-ウ 市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和		対象年齢等	支援者
子育て世帯を支援するため、高齢者や障害者がいる世帯と同様に子育て世帯等の特に居住の安定を図る必要がある世帯を「裁量階級」とし、入居者収入基準を緩和することで、市営住宅への入居を可能とします。			
担当課	市営住宅課	対象年齢等	中学校卒業前の子どもがいる世帯

第4章 具体的な施策

2-(2)-エ 教育・保育等に関する経済的負担の軽減	
<p>幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の保育料の軽減を図り、経済的な負担を軽減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の無償化及び負担軽減 ・放課後児童クラブに関する保育料の負担軽減 ・実費徴収に係る補足給付 等 	
担当課	保育課、幼保児童施設課、 こども育成総務課
対象年齢等	0歳～小学生、保護者

2-(2)-オ 防犯意識の啓発と防犯活動の推進	
<p>子どもや青少年が犯罪に巻き込まれないよう、インターネットやSNSの利用に関する講座等を通じ、市民の防犯意識の啓発や幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の施設内における安全対策を推進します。関係機関や地域団体等との情報共有、連携を図るとともに、子どもの避難所の確保や、通学路等のパトロールを行い、防犯活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体への防犯関係物品の支給 ・防犯講話、講座、研修会の開催 等 	
担当課	地域安全課、こども育成総務課、 こども家庭支援課、保育課、 支援教育課
対象年齢等	0歳～20歳未満、保護者、 支援者

2-(2)-カ 子どもの防火防災教育の推進	
<p>幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が行う防火教室を通じて、正しい花火の取り扱い、火遊び防止等の啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火教室の実施 	
担当課	予防課
対象年齢等	幼児、小学校3年生

2-(2)-キ 「すかりぶ」の取り組み	
<p>市、横須賀商工会議所、市内事業者が一体となって、市内在住の結婚・子育て世代を中心に、くらしの応援サービス情報を提供していく“子育て応援ひろば「すかりぶ」”の取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚・子育て世帯向けのくらしの応援サービスの情報提供を実施 	
担当課	企画調整課
対象年齢等	18歳以下の子どもの保護者、 妊婦・配偶者、18歳～49歳

大柱3 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援

妊娠前、妊娠、出産、子育てを通じて母子の健康が確保されるような支援を進めるとともに、様々な悩みに対して、切れ目なく、きめ細やかな支援を進めます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-5 子育てをする上での、不安やストレスの有無

		現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
よくある	就学前児童調査	20.6%	17.3%
	小学生調査	16.5%	15.3%



◆子育てをする上で、不安やストレスがないようなまちを目指します。

中柱1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

- 望んだ時に妊娠、出産ができるように、妊娠前からの支援を行います。
- 妊娠前、妊娠、出産、子育てまでの様々な悩みに切れ目なく、きめ細やかな支援を行うことで、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

3-(1)-ア 不妊・不育専門相談センター事業の推進	
子どもを希望する夫婦などが安心して妊娠・出産できるように、こども健康課内に相談センターを設置するなど相談体制の充実を図ります。 ・不妊・不育専門相談センターの実施	
担当課	こども健康課
対象年齢等	子どもを希望する夫婦、支援者

3-(1)-イ 特定不妊治療費助成事業等の推進	
不妊・不育症治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間の特定不妊治療、不育症検査費及び治療費を助成します。 ・治療費の一部を助成 ・不妊・不育症相談の実施 等	
担当課	こども健康課
対象年齢等	子どもを希望する夫婦

第4章 具体的な施策

3-(1)-ウ 女性健康支援相談体制の推進			
生涯を通じた女性の健康保持及び増進を図るため、ライフステージに応じた心身の悩みに関する相談体制の充実を図ります。			
<ul style="list-style-type: none"> ・周産期メンタルヘルス相談、妊娠 SOS 相談 ・妊娠、出産、子育てに関する情報提供 等 			
担当課	こども健康課、児童相談課	対象年齢等	主に思春期から周産期の女性

3-(1)-エ 妊産婦のケア体制の充実			
母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。また、産婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。			
<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業（母子保健型） ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	妊産婦

3-(1)-オ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進			
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・全世帯への家庭訪問の実施 等 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	誕生前～生後4か月、保護者

3-(1)-カ 保健、医療、福祉のネットワークづくり【2-(1)-アの再掲】			
保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。			
<ul style="list-style-type: none"> ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等 			
担当課	こども健康課、こども家庭支援課	対象年齢等	誕生前～18歳未満、妊婦、保護者

3-(1)-キ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【1-(3)-ケの再掲】	
<p>子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てグループ支援 ・出張親子サロン「わいわい広場」等 	
担当課	<p>こども健康課、保育課、保健所健康づくり課</p> <p>対象年齢等 誕生日前～就学前、保護者、支援者</p>

3-(1)-ク 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供	
<p>健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日にも開催します。また、子育て支援教室や乳幼児健康診査の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレママ、プレパパ教室の開催 ・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 ・各種子育て教室の開催 	
担当課	<p>こども健康課、保健所健康づくり課</p> <p>対象年齢等 誕生日前</p>

中柱2 子どもと家庭の健康づくり

- 妊娠から出産後における、様々な場面において、治療費助成、健康診査、予防接種、相談事業等母子の健康を支える多面的な取り組みを進めます。

3-(2)-ア 妊産婦健康診査の推進	
<p>安全な出産のために妊婦健康診査を実施し、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。また、産後うつ等の予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行い、必要な妊産婦への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査、産婦健康診査費用の一部を助成 ・妊婦歯科検診の実施 等 	
担当課	<p>こども健康課、保健所健康づくり課</p> <p>対象年齢等 妊産婦</p>

3-(2)-イ 乳幼児健康診査の推進	
<p>病気や発達障害、虐待等を早期に発見し的確な指導を行えるよう、乳幼児健康診査の質の向上を図るとともに、健康診査未受診者の状況を把握し、未受診者に対し、子どもの健全育成に欠かせない重要な保健、福祉情報を提供します。また、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、早期発見を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施 ・1歳6か月児健康診査（歯科）、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査（歯科）の実施 ・新生児聴覚検査に対する助成 等 	
担当課	<p>こども健康課、保健所健康づくり課</p> <p>対象年齢等 0歳～3歳</p>

第4章 具体的な施策

3-(2)-ウ		かかりつけ医・薬局の確保	
<p>かかりつけ医・薬局の確保を図るため、母子健康手帳交付時面接や乳幼児健康診査、予防接種、講演会等の機会に、啓発を行います。</p>			
担当課	こども健康課	対象年齢等	乳幼児、保護者

3-(2)-エ		予防接種の推進	
<p>感染症の集団発生を防ぐため、予防接種未接種者への啓発を行い、接種率の向上を図ります。特にMR2期については、厚生労働省の指針にある接種率95%以上を目標とし、接種期間を一年延長するとともに、きめ細かい勧奨等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種講座の開催 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	0歳～19歳

3-(2)-オ		乳児事故予防教室の実施	
<p>乳児の不慮の事故を予防するため、予防教室を実施するなど市民の意識を啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児事故防止教室の開催 ・こんにちは赤ちゃん訪問等での配布冊子を活用した意識啓発 等 			
担当課	救急課、こども健康課	対象年齢等	乳児、保護者

3-(2)-カ		救急医療の充実	
<p>救急医療センター事業及び広域病院群輪番制運営事業等、救急医療を推進します。</p>			
担当課	地域医療推進課	対象年齢等	全年齢

3-(2)-キ		むし歯及び歯周疾患予防の推進	
<p>生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、子どもの年齢に応じた歯科健康診査や、むし歯予防教室、学校歯科巡回教室を行います。また、歯科健康診査を受診する機会の減る18歳以上の市民に対して、成人歯科健康診査を実施します。喫煙は歯周疾患を悪化させることから、歯科領域からの禁煙支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科教室、歯みがき教室の実施 等 			
担当課	保健所健康づくり課	対象年齢等	0歳～30歳

3-(2)-ク		妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発	
<p>健やかな妊娠、出産のため、妊婦本人やその家族、周囲の人の禁煙を啓発し、妊婦の喫煙、妊婦や子ども、青少年の受動喫煙を予防します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の面接等での情報提供 等 			
担当課	こども健康課、保健所健康づくり課	対象年齢等	誕生前

3-(2)-ケ 幼児期における食育の推進	
<p>栄養面だけでなく、食材をつくる人、調理する人等への感謝の気持ちや、食品の安全性に対する意識を啓発し、食を通じた家族のふれあいや子どもの心の成長を促します。また、個食、孤食、拒食、過食、偏食といった食に対する問題の相談支援に努めます。さらに、保育所、幼保連携型認定こども園の設置に関して原則調理室を設け、給食の提供について、きめ細かな対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子どもの年齢に応じた食育に関する教室の開催 • 乳幼児健康診査での相談指導 等 	
担当課	<p>保健所健康づくり課、こども健康課、保育課、幼保児童施設課</p>
対象年齢等	誕生前～就学前、保護者

3-(2)-コ ピロリ菌対策事業	
<p>若年層の将来の胃がん発症のリスク低減及び感染予防のため、中学2年生を対象に全額公費負担でピロリ菌検査・除菌事業を実施します。</p>	
担当課	保健所健康づくり課
対象年齢等	中学2年生